

みやき町中小企業小口資金融資条例

(目的)

第1条 この条例は、町内中小企業者の小口事業資金（以下「小口資金」という。）の需要に対する金融難を緩和し、経営の合理化を促進することにより、これらの企業の維持発展及び振興に資することを目的とする。

(融資機関)

第2条 小口資金は、町と契約した金融機関（以下「融資機関」という。）が取り扱うものとする。

(融資機関に対する預託)

第3条 町は、融資機関に対し、みやき町中小企業小口資金の融資金として予算の範囲内で預託する。

(貸付けの対象)

第4条 この条例による融資を受けることのできるものは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業であって、次に掲げる条件を全て具備しているものとする。

- (1) 町内に店舗又は工場若しくは事業場を有する法人であること。個人事業者の場合、代表者が町内に住所を有すること。
- (2) 原則として町内で同一業種を1年以上継続して経営していること。
- (3) 町税の滞納がないこと。

2 融資金は、保証協会がその貸付けについて保証したものに対してのみ貸し付ける。

(融資金の用途)

第5条 融資金の用途は、運転資金及び設備資金に限るものとし、転貸又は旧債返済金としては、利用することができない。ただし、本制度の返済にあてる場合は、この限りでない。

2 融資機関は、借受人が前項の規定に違反した場合は、直ちに融資金を返還させることができる。

(貸付けの条件)

第6条 貸付けの条件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 貸付けの限度額 運転資金1,000万円、設備資金1,000万円とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、1,000万円とする。
- (2) 貸付けの期間 運転資金84月以内、設備資金120月以内とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、120月以内とする。
- (3) 貸付けの利率 別に町長が融資機関と契約した利率とする。
- (4) 保証協会の保証料 所定の保証料率による。
- (5) 償還方法 月賦償還とし、6月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 貸付方法 証書貸付又は手形貸付

(7) 連帯保証人 個人事業者の場合、原則として不要とする。ただし、法人の場合
は、原則として法人代表者（実質経営者を含む。）のみとする。

(8) 担保 原則として徴しない。

(融資の申込)

第7条 融資を受けようとするものは、申込書を町長に提出するものとする。

(保証料の補給)

第8条 融資金に係る保証料は、保証協会所定の率によるものとし、その全額を町が補給
する。ただし、借受人の責めに帰すべき事由による債務不履行により発生する関係費用
は、借受人が全額を支払うものとする。

(報告及び調査)

第9条 融資機関は、貸付けを行ったときは、毎月末における貸付状況を翌月10日までに
町長に報告しなければならない。

2 町長は、借受人、保証協会及び融資機関から必要事項について報告を徴し、又は実地
に調査指導を行うことができる。

(預託金の返還)

第10条 第3条の規定による融資機関に対する預託金は、当該年度末において町に返還し
なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。